

いじめ防止基本方針

1 いじめの定義（いじめ防止法より）

①「いじめ」とは、児童生徒等が特定の児童生徒等を心理的又は物理的に攻撃する行為（作為

であるか不作為であるかを問わないものとし、インターネットの利用その他直接に対面しない方

法により行われるものを含む。）であって、当該児童生徒等に心身の苦痛又は財産上の損失を

与えるものと認められるものをいう。

② 前項に規定する心身の苦痛を与える行為には、通常苦痛を感じないが当該行為を受けた児童生徒等は苦痛を感じるものをその事実を知りながら行うことを含む。

2 本校の具体的な取り組み

いじめの定義を受けて、本校では中野区はいじめ防止基本方針及び東京都いじめ防止対策推進施策より本校の取り組みを決定した。

（1）道徳教育等の充実

① すべての教育活動において人権尊重の精神を育成する。特に道徳の時間を要として教育活動全体で道徳教育を充実させ、望ましい人間関係の育成を図る。

② 家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度、自己有用感の育成など、生徒の心を育むための取り組みを推進する。

（2）未然防止や早期発見の取り組み

① 「学校いじめ対策委員会」（特別支援校内委員会）において、定期的に生徒の情報を共有し、スクールカウンセラーとも連携を図り組織的に対応する。

② 「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する生徒アンケートを年3回以上実施する。また、年2回の教育面談を活用して、いじめの対応を充実させる。

③ スクールカウンセラーや心の教室相談員による相談活動を充実させる。特に1年生では、夏季休業日前までにスクールカウンセラーとの面談を全員実施する。

④ 職員自身が生徒の言動をきめ細やかに観察し、未然防止や早期発見に努める。また、教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。

⑤ 保護者や地域、関係機関と継続的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

（3）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

① 生徒への情報モラルの指導を徹底するとともに、外部機関との連携、家庭への協力を求める。道徳や学活を活用し、情報モラルの徹底とすべての生徒にとって安全で安心な学校づくりに努める。

② 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。

3 学校いじめ対策委員会（校務分掌に特別委員会として位置づけ、毎週木曜日に定例会議）

- (1) 学校いじめ対策委員会構成員 副校長(玉田)、養護教諭(渡邊)、生活指導主任(大原)、小林、宮本、村野、加藤、加園、松本、スクールカウンセラー(田中)、心の相談員(日向)
- (2) いじめ対応担当窓口 特支コーディネーター(渡邊)、SC(田中)、心の相談員(日向)

中野区立北中野中学校 いじめ発見から解決までの流れ

いじめ情報(生徒から、周囲から、保護者から)



1、いじめの情報収集・状況確認

- ・いじめを受けている生徒本人からの訴え
- ・ライフノートの活用
- ・クラスメイト、部活、保護者、関係職員、多方面からの情報を集める
- ・いじめアンケート(年3回以上実施)
- ・集会(学年・朝礼での呼びかけ、講話)
- ・いじめた生徒への状況確認



2、指導・支援体制を組む

- ・「組織」でいじめを行っている生徒への指導
- ・いじめを受けている生徒へのスクールカウンセラー(SC)を含めた支援体制
管理職・学級担任・学年・生活指導主任
学校いじめ対策委員会・SC

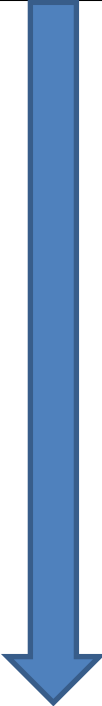


3-①、生徒への支援・指導

いじめを受けている生徒への支援	いじめた徒への指導
<ul style="list-style-type: none"> ・信頼できる人(教員・家族・友人等)、安心して学校生活を送れる環境を整える ・SCと連携し心のサポートを行う ・継続指導(心のケア) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは相手の人格を傷つける行為であることを理解させる ・自らの行為を振り返らせる ・SCと連携し、不満やストレスをいじめるといふ行為では解決できないことを気づかせる

見ていた生徒への指導

- ・他人のことではなく、自分たちの問題として考えさせる
- ・いじめを止める勇気、だれかに知らせることもいじめを止める重要なことであることを伝える



4、保護者との連携

- ・直ちに、加害者、被害者生徒の保護者へ状況の連絡を入れる(事実関係、学校の対応)
- ・今後の連携方法を保護者と相談・確認を行う

5、関係機関との連携
教育センター、子ども支援センター、児童相談所、警察署、SC、SSW、地域、保護者